

○広島市競輪運営委員会規則

昭和27年11月 1 日

規則第70号

第1条 広島市競輪運営委員会（以下「委員会」という。）の組織、所掌事務及び委員並びにその運営に関しては、広島市附属機関設置条例（昭和28年広島市条例第35号）第3条の規定に基き、この規則の定めるところによる。

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、広島市営の競輪に関する重要事項を審議する。

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもつて組織する。

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

第5条 委員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 任期中辞任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

3 委員長、副委員長ともに事故があるときは、委員長が、あらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

第7条 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

第8条 委員会の庶務は、競輪事務局において処理する。

第9条 前各条に定めるものの外、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(以下略)